

## (令和8年3月11日発表) 職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項の規定により下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので、日出町職員の懲戒処分の基準等に関する規程第6条の規定に基づき、公表します。

### 1 事件の概要

被処分者は、パワー・ハラスメントに認定される行為を行い、部下職員に多大な精神的苦痛を与え、職場環境を著しく害したものの。

### 2 処分内容等

- (1) 被処分者 男性職員 (40代・課長補佐級)
- (2) 処分内容 減給10分の1 (1ヵ月)
- (3) 処分年月日 令和8年3月11日
- (4) 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司1名を厳重注意とした。

### 3 問合せ先

総務課：課長 高橋 康治

電話：0977-73-3150